



News Letter

平成29年2月20日
発行
第30号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
秋元 譲

高齢者の活用と助成金について

年金支給開始年齢が65歳になり、年金額も少なくなる中で高齢者の労働ニーズが高まっています。逆に人手不足と若年層の定着率の低下から経験豊かな高齢者を雇用するニーズも高まっています。

その様な中、高齢者を積極的に採用したり、定年年齢や再雇用年齢の延長などの措置を取られている事業所も増えており、医療機関についても例外ではないと思います。

ただし、高齢者の雇用については注意点も多く、年金受給をしているため年金を減額されない様にと、現役世代と同じ労働をさせているのに賃金などの労働条件を引き下げるのは違法であるとの判決が出ています。

高齢者の雇用には高齢者を採用した時に受給される「高齢者雇用開発特別奨励金」や定年年齢や継続雇用年齢の引き上げにより受給できる「65歳超雇用推進助成金」、他に「キャリア希望実現支援助成金」や「高齢者雇用安定助成金」など各種支援施策もありますので、これらを活用しながら高齢者の活用を推進していくとよいでしょう。

県内医療機関においては、当センターでもこれらについての相談支援を行っておりますので、不明点があれば是非お問い合わせください。

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
飯塚 俊哉

**Q. 医療機関における業務上の災害（労働災害）には、どのようなものがありますか？
また、注意すべき点について教えてください。**

A. まず労働災害とは、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり、または死亡することをいい、労働災害が起こった場合は、事業主が労働基準法に基づく補償を行わなければなりません。

その災害が「業務上」であるか否かの認定は、労働基準監督署長が、当該災害における業務の起因性、および業務遂行性を基準として行います。その結果、当該災害が労働災害と認定されれば、労災補償保険によって国から保険給付が受けられることとなります。

医療機関であっても労働者が1人以上いれば、当然に上記の原則があてはまります。

災害の種類として多いものは、まず腰痛があります。医療機関特有のものとしては、注射針の突き刺しが原因で感染症に罹患するケース。近年著しく増加しているのは、労働者の高齢化が由来であると考えられている転倒災害。そして見逃せないのはメンタルヘルス疾患（精神障害）の急激な増加です。

いずれも医療機関が使用者として、安全配慮義務に基づいた労災事故防止対策、メンタルヘルス対策を講じなければなりません。

近年では、労災に伴う安全配慮義務違反の損害賠償請求が多くみられます。労災保険給付は、損害賠償部分は補填しません。その意味では、近年において労働災害予防は、医療機関の経営上のリスク管理の問題であるとも考えられます。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp